平成２５年（フ）第２９１号
兵庫県姫路市増位新町１丁目８番地４　ハイムシェーンブルグ106号室
債務者　余田　英昭
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１号
鳥取県西伯郡南部町東町351番地　コーポ東町Ａ
債務者　角　　朱実
1　決定年月日時　平成25年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第５９号
鳥取県米子市新開６丁目15番20号　202号
債務者　古賀野　聖
1　決定年月日時　平成25年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第４７１号
広島市南区宇品東２丁目５番25号
債務者　星野　孝子
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４７２号
広島市南区宇品東３丁目６番24号
債務者　星野　京子
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５８８号
広島市中区東千田町１丁目２番21―201号
債務者　河原　恵子
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６２７号
広島市南区向洋新町２丁目３番１―203号
債務者　伏岡　拓司
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７３号
山口県下関市王司上町１丁目６番３―104号県営住宅３棟
債務者　藤永建設こと　藤永　睦美
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１４５号
愛媛県松山市山越４丁目２番５号　メゾンミヤザキ山越202号
債務者　齊藤　ミツ
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８２号
愛媛県松山市石手４丁目２番44号　グリーンハイツ石手403号
債務者　渡部　　大
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８９号
愛媛県松山市立花３丁目９番45号　横山荘202号
債務者　朝光　繁隆
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９７号
愛媛県松山市新石手242番地　面田住宅北東号
債務者　近藤　菊雄
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９９号
愛媛県伊予郡砥部町拾町101番地１　マリベール・アルテア305号
債務者　冨岡さおり
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４６号
福岡県久留米市北野町上弓削804番地２
債務者　弓削　慎吾
1　決定年月日時　平成25年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１３１号
福岡県久留米市諏訪野町1926番地１　第16上野ビル509号、住民票上の住所福岡県久留米市本町218番地　第６上野ビル202号
債務者　藤倉奈美子
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１３４号
福岡県久留米市国分町335番地　第１田中ビル302号
債務者　寺本　萠美
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１３７号
福岡県久留米市荘島町20番地21　ＰＬＥＡＳＴ荘島501号
債務者　野口　美香
1　決定年月日時　平成25年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部